



# 山形県公報

平成23年4月5日(火)  
第2233号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……356
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……357
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の  
変更……………(同) ……358
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……359
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 農業振興地域の区域の変更……………(農政企画課) ……360
- 種畜証明書の交付……………(畜産課) ……同
- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(庄内総合支庁水産課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……362
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……363
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……364
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……365
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程……………(病院事業局) ……366

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
山形小木医科器械株式会社	介護付有料老人ホーム フォーリーフ嶋 山形市嶋北一丁目16番35号	特定施設入居者生活介護	平成23. 1. 17
株式会社ダブルシーシー	ナースケア山形 山形市双葉町二丁目4番35号	訪問看護	同 2. 4
株式会社みずき	みずき介護サービス 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2	訪問介護	同 2. 7
株式会社ハートウェル	株式会社ハートウェル 山形店 山形市流通センター三丁目6番1号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同 3. 16

### 山形県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
山形小木医科器械株式会社	居宅介護支援事業所フォーリーフ嶋 山形市嶋北一丁目16番35号	居宅介護支援	平成23. 1. 6
株式会社あゆみコーポレーション	あゆみケアセンター 山形市印役町四丁目2番18号	居宅介護支援	同 2. 22

### 山形県告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
山形小木医科器械株式会社	介護付有料老人ホーム フォーリーフ嶋 山形市嶋北一丁目16番35号	介護予防特定施設入居者生活介護	平成23. 1. 17
株式会社みずき	みずき介護サービス 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2	介護予防訪問介護	同 2. 7
株式会社ハートウェル	株式会社ハートウェル 山形店 山形市流通センター三丁目6番1号	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同 3. 16

**山形県告示第291号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人むあほうす	みずき介護サービス 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	訪問介護	平成23. 2. 28
日建リース工業株式会社	かがやき山形 寒河江市中央工業団地158番地23	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	同 3. 20

**山形県告示第292号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
フランスベッド株式会社	フランスベッド株式会社山形居宅介護支援事業所 山形市上町二丁目4番16号	居宅介護支援	平成23. 3. 8
社団法人山形県接骨師会	社団法人山形県接骨師会青木接骨院介護支援事業所 山形市元木一丁目10番39-12号	居宅介護支援	同 3. 31

**山形県告示第293号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人むあほうす	みずき介護サービス 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	介護予防訪問介護	平成23. 2. 28
日建リース工業株式会社	かがやき山形 寒河江市中央工業団地158番地23	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同 3. 20

**山形県告示第294号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人むあはうす 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	みずき介護サービス 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	居宅介護・ 重度訪問介護	平成22.10.29
社会福祉法人愛泉会 山形市大字長谷堂字川原4687番地	ケアホーム支援センターみらい 山形市長町三丁目1番49号	共同生活介護	同
株式会社あゆみコーポレーション 山形市印役町四丁目2番18号	あゆみケアセンター 山形市印役町四丁目2番18号	居宅介護・ 重度訪問介護	同 12.1
株式会社みずき 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2	みずき介護サービス 寒河江市大字寒河江字石田32番地の2	居宅介護・ 重度訪問介護	平成23.2.10

## 山形県告示第295号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地		障害福祉サービスの種類	変更年月日
	変更前	変更後		
株式会社あつぷるケアサービス	株式会社あつぷるケアサービス		居宅介護・ 重度訪問介護	平成22.12.6
山形市久保田一丁目7番7号	山形市城西町二丁目7番50号	山形市久保田一丁目7番7号		
医療法人社団斗南会	秋野病院グループホームおあしす	グループホームおあしす	共同生活援助	同 12.7
天童市大字久野本362番地の1	天童市大字久野本362番地の1			
株式会社なの花介護サービス	株式会社なの花介護サービス		居宅介護・ 重度訪問介護	平成23.1.15
上市市長清水二丁目5番16号	上市市美咲町一丁目4番17号	上市市長清水二丁目5番16号		

## 山形県告示第296号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人むあはうす 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	みずき介護サービス 東村山郡山辺町大字山辺334番地3	居 宅 介 護 ・ 重 度 訪 問 介 護	平成23. 2. 28

**山形県告示第297号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人双葉会	デイサービスセンター桜の里双葉 南陽市栲塚1690番地	通 所 介 護	平成23. 3. 23

**山形県告示第298号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人双葉会	デイサービスセンター桜の里双葉 南陽市栲塚1690番地	介護予防通所介護	平成23. 3. 23

**山形県告示第299号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社なごみの部屋	スマイルケアちゃぼランド 米沢市堀川町4番42号	通 所 介 護	平成23. 3. 31
有限会社なごみの部屋	お達者くらぶひより 米沢市福田町二丁目3番169号	通 所 介 護	同

**山形県告示第300号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社なごみの部屋	スマイルケアちゃぼランド 米沢市堀川町4番42号	介護予防通所介護	平成23. 3. 31
有限会社なごみの部屋	お達者くらぶひより 米沢市福田町二丁目3番169号	介護予防通所介護	同

### 山形県告示第301号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更する地域の名称

酒田農業地域

#### 2 変更後の区域

酒田市の行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域（平成16年5月決定）、市街化調整区域（次の図に示す区域を除く。）及び用途地域（八幡都市計画区域（平成7年6月決定）内のものに限る。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）による離島振興対策実施地域（次の図に示す区域を除く。）、国有林野（次の図に示す区域を除く。）並びに民有林の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山形県告示第302号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名称（氏名）
平成22山形地臨第5号	豚	パークシャ ー種	オカ15 キプリン 101 イワチクシ 371	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平成22山形地臨第6号	豚	ランドレー ス種	ヤマガタ 10-108-9858	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平成22山形地臨第7号	豚	中ヨークシ ャー種	ニュートン マー シュランズ ショーナイ 10-6 -37	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
平成22山形地臨第8号	豚	デュロック 種	ヤマガタ デー 40817-80905 4 -3893	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

### 山形県告示第303号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理の対象となる漁期及び数量

(2) 変更した内容

イ 変更前

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
ずわいがに	7月から翌年6月	37トン

ロ 変更後

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
ずわいがに	7月から翌年6月	53トン

2 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理の対象となる漁期及び数量

(2) 変更した内容

イ 変更前

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
すけとうだら	4月から翌年3月	(注)
まあじ	1月から12月	若干
ずわいがに	7月から翌年6月	(注)
するめいか	1月から12月	若干

(注) すけとうだら及びずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

ロ 変更後

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
すけとうだら	4月から翌年3月	若干
まあじ	1月から12月	若干
ずわいがに	7月から翌年6月	(注)
するめいか	1月から12月	若干

(注) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

**山形県告示第304号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

山形市沼の辺土地改良区

## 2 事務所の所在地

山形市山家町二丁目4番48号

## 3 認可年月日

平成23年3月25日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第305号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

## 2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

## 3 認可年月日

平成23年3月24日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第306号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 道路の種類 県 道

## 2 路 線 名 東根長島線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字長島字小坂644番5から 同 644番83まで	旧	6.7 メートル } 6.4	129 メートル
村山市大字長島字小坂644番81から 同 644番84まで	新	17.7 メートル } 11.8	65 メートル



**山形県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市六田一丁目127番5から 同 二丁目134番4まで	旧	8.0メートル } 7.0	メートル 131
同 上	新	14.3メートル } 13.7	同 上

**山形県告示第308号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根長島線
- 2 供用開始の区間 村山市大字長島字小坂644番81から  
同 644番84まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月5日

**山形県告示第309号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市六田一丁目127番5から  
同 二丁目134番4まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月5日

**山形県告示第310号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 三瀬水沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市中山字草見72番3から 同 78番2まで	旧	16.2 <small>メートル</small> } 6.0	<small>メートル</small> 73
同 上	新	16.2 <small>メートル</small> } 6.0	同 上

**山形県告示第311号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 三瀬水沢線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市中山字草見72番3から  
同 78番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月5日

**山形県告示第312号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、河川管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市下東山地域及び山形市穂積地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成22年11月15日から平成23年2月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（地形図作成）

**山形県告示第313号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成23年3月29日 東北地方整備局告示第59号

**山形県告示第314号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画道路事業

(2) 名称 3・2・2号豊里十里塚線及び3・6・1号鶴田橋実小路線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 平成9年建設省告示第2122号、平成15年東北地方整備局告示第26号及び平成18年東北地方整備局告示第48号の事業地のうち、酒田市上本町、千石町一丁目及び山居町一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 酒田市上本町、千石町一丁目及び山居町一丁目地内並びに上本町地先を加える。

## 5 告示年月日及び番号

平成23年3月29日 東北地方整備局告示第62号

**山形県告示第315号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成23年4月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 免許の取消しをした年月日

平成23年3月23日

## 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号

伊藤和浩 第9196号

## 3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第24号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年4月5日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,287人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 227,389人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,165人	村山市	7,608人	西村山郡	12,311人
米沢市	23,773人	長井市	8,067人	最上郡	12,938人
鶴岡市	37,776人	天童市	16,821人	東置賜郡	11,855人
酒田市・ 飽海郡	35,507人	東根市	12,590人	西置賜郡	9,121人
新庄市	10,505人	尾花沢市・ 北村山郡	7,736人	東田川郡	8,560人
寒河江市	11,637人	南陽市	9,323人		
上山市	9,547人	東村山郡	7,610人		

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月5日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

#### 山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（災害等による使用の特例）

第19条 管理者は、災害その他特別の事情がある場合には、別に定めるところにより、職員及び特に必要と認める者に公舎を使用させることがある。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成22. 3. 9	第2124号	230		自立訓練（生活訓練）	児童デイサービス
平成23. 3. 25	第2230号	246	8	一般競争入札の公告	一般競争入札の中止